

敷島B & G海洋センター及び双葉B & G海洋センター
指定管理者募集に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	利用料金の変更について 「募集要項」には「6 利用料金収入敷島海洋センター及び双葉海洋センターを利用する者が納付する利用料金は、指定管理者の収入になります。（令和 9 年 4 月 1 日以降の収入分が対象となります。）また、この利用料金の額は、B & G 条例で定める額の範囲内において、市長の承認を受けて、指定管理者が定めます。」とありますが、条例ではその範囲の記載が確認できませんでした。指定管理者が定める利用料金について、次期指定管理期間から利用料金を変更する場合、具体的に「変更できる額の範囲」と「可能となる変更の時期・スケジュール」を確認させていただければと思います。	甲斐市 B & G 海洋センター条例第 8 条第 2 項別表の利用料金は、1 人 1 回あたり「小学生未満（市内）無料、小学生未満（市外）100 円、小・中学生（市外者含む）100 円、一般市内（高校生含む）300 円、一般市外（高校生含む）600 円」と規定しています。「変更できる額の範囲」は、この額の範囲内となります。 「可能となる変更の時期・スケジュール」は、指定管理者の指定後（概ね令和 9 年 1 月上旬）から、年度協定締結（概ね令和 9 月 3 月上旬）までの間となります。
2	爽快こども水泳教室について 2 施設の「管理運営業務の内容及び基準」の「1 管理業務に関する事項（3）各種教室等の開催状況」において、「爽快こども水泳教室」について「指定管理者は、以下に記述する教室を募集し実施する。」と記載がありますが、具体的な教室の内容については「(3)-1 教室の開催状況」「(3)-2 教室の開催回数と受講料の状況」と、現行の状況のみの記載にとどまっています。この「爽快こども水泳教室」について、開催回数や受講料等の設定は他の自主事業とのバランスも考慮して指定管理者が行う、もしくは市と協議することはできますでしょうか。	「爽快こども水泳教室」の開催回数につきましては、「管理運営業務の内容及び基準」に記載のとおり実施していただく必要があります。なお、受講料の設定につきましては、民間施設の料金との差が大きく乖離している場合などは、市と協議することができることとします。 なお、協議のスケジュールについては指定管理者の指定後（概ね令和 9 年 1 月上旬）から、年度協定締結（概ね令和 9 月 3 月上旬）までの間となります。